

第1回 鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会会議

日時：令和6年10月22日（火）10時00分～

場所：鴻巣市コウノトリ野生復帰センター

次 第

1 開会

2 挨拶

3 委員自己紹介

4 確認事項

（1）会議の公開・非公開について

（2）鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会傍聴規程（案）について

5 議題

（1）鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会の主旨について

（2）「鴻巣市コウノトリの生息域内保全実施計画」について

6 意見交換

7 その他

8 閉会

鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会委員名簿

任期：令和6年10月22日～令和9年10月21日

No.	氏 名	選 出 機 関	備 考
1	堀越 延年	一般財団法人鴻巣市観光協会	事務局長
2	新井 日出志	鴻巣市商工会	事務局長
3	小林 洋一	さいたま農業協同組合	特別栽培米部会会長
4	加藤 政夫	鴻巣市自治会連合会	理事
5	宮川 午太郎	特定非営利活動法人鴻巣こうのとりを育む会	副代表

(順不同敬称略)

(事務局) 環境経済部環境課コウノトリの里づくり担当

No.	氏 名	所属・役職	備 考
1	渡辺 信昭	環境経済部副部長	
2	田村 邦博	環境経済部環境課長	
3	小林 弘樹	環境経済部環境課副参事	
4	矢澤 淳	環境経済部環境課副主査	
5	栗原 莉沙	環境経済部環境課主任	
6	長島 慶一	環境経済部環境課主事	

鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会設置要綱（令和6年3月28日告示第121号）

最終改正:

改正内容:令和6年3月28日告示第121号〔令和6年4月1日〕

○鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会設置要綱

令和6年3月28日告示第121号

鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会設置要綱

（設置）

第1条 鴻巣市コウノトリの生息域内保全実施計画（以下「実施計画」という。）の推進に当たり、関係者から意見を聴くため、鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1）コウノトリの放鳥による地域社会への影響及び課題の対応に関すること。
- （2）環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- （3）コウノトリをシンボルとした地域活性化に関すること。
- （4）その他実施計画を推進するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 連絡会は、次に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。

- （1）一般財団法人鴻巣市観光協会
- （2）鴻巣市商工会
- （3）さいたま農業協同組合
- （4）鴻巣市自治会連合会
- （5）特定非営利活動法人鴻巣こうのとりを育む会
- （6）前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議の司会進行は、鴻巣市コウノトリ野生復帰センター所長（以下「センター長」という。）が行う。ただし、センター長が出席できないときは、あらかじめセンター長が指名する者が行う。

（意見の聴取）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 連絡会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

鴻巣市附属機関等の設置及び運営に関する基本方針

平成22年11月12日 市長決裁
平成23年 8月30日 改 正
平成24年12月17日 改 正
平成26年 7月15日 改 正
令和 2年10月 2日 改 正

1 目的

本方針では、附属機関及び懇話会等の設置・運営の適正化を図り、それによって行政の公正を確保し透明性を向上させるとともに、市民の市政への参画の機会を拡充するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

1 附属機関

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査を行うことを職務として設置される機関をいう。

附属機関の構成員は、地方自治法第202条の3第2項により非常勤職員とされ、報酬及び費用弁償を支給するものとする。

2 懇話会等

調停、審査、審議又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として市民や有識者等の参集を求めるもので、規則・要綱によって設けられる会合をいう。

懇話会等の構成員は非常勤職員には当たらないため、役務の提供に対する対価は報償費により支給するものとする。

3 その他(上記の附属機関及び懇話会等に含まれないもの)

- (1) 市民が主体となって運営する市民組織的なもので、事務局が市の内部に置かれている組織
- (2) 市職員のみで構成する内部組織としての委員会等
- (3) 他の地方公共団体又は関係団体により構成され、当該構成員である団体の負担金等により運営される協議会等
- (4) イベントその他特定の事業を実施するために組織された実行委員会等

3 附属機関及び懇話会等の設置及び運営

- 1 附属機関及び懇話会等の設置及び運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 設置は、行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から、真に必要なものに限ること。
 - (2) 設置目的又は審議事項が類似することを防ぐため、所掌事務については重複を避け、できる限り広範囲のものとし、さらに分科会や部会を設ける等弾力的かつ機能的な運営に努めること。
 - (3) 委員の数は、20人以内とすること。ただし、法令に定めがある場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
 - (4) 設置目的が臨時的なものについては、設置期限を明示すること。
 - (5) 懇話会等の構成員に支給する報償費については、予算の範囲内で所管課が設定する。支給する場合は、会合の性質、他の自治体における類似会合等の金額との整合を図り、設置要綱等に金額を明記すること。
- 2 特に、懇話会等の設置及び運営に当たっては、附属機関との差異を明確にするため、次に掲げる事項に十分に留意するものとする。
 - (1) 懇話会等の名称は、「審査会」「審議会」「調査会」「検討委員会」その他附属機関と誤って受け取られるような表現を用いないこと。
 - (2) 懇話会等の所掌事務として、「審査」「審議」「調査」その他附属機関と誤って受け取られるような事務を所管させないこと。
 - (3) 懇話会等においては、附属機関と誤って受け取られるような、組織としての意思を決定するための手続き(定足数、採決等)による運営を行わないこと。
 - (4) 懇話会等において聴取した意見等については、附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」「建議」「提言」等の表現を用いないこと。
 - (5) 懇話会等の委員に対し、辞令又は委嘱状を交付しないこと。

4 委員の選任

附属機関及び懇話会等の委員の選任に当たっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置目的又は所掌事務に照らして、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見を反映させるとともに公正性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 的確かつ効率的に目的を達成できるよう、各界各層及び幅広い年齢層のうちからふさわしい人材を選任すること。
- (2) 女性の選任に当たっては、「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」(平成15年2月24日市長決裁)によること。
- (3) 市職員は、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、原則、委員に選任しないこと。
- (4) 市議会議員は、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、原則、委員に選任しないこと。

- (5) 委員の在任期間は、一の附属機関等において連続して2期を超えないこと。ただし、当該委員が他に代え難い専門知識・資格等を有するなど、特別な事情がある場合はこの限りでない。
- (6) 同一人を委員として選任できる附属機関等の数は、原則として3機関までとすること。

5 委員の公募

- 1 附属機関及び懇話会等の委員の選任に当たっては、市民の市政への参画意識高揚及び機会拡充を図るとともに、生活者としての市民の意見を行政に反映させるため、公募による選任を積極的に行うこととする。

公募を実施する場合における当該附属機関等の委員定数に占める公募委員の割合は、30パーセント以上を目標とする。ただし、公募委員の枠を設定した場合において、応募がなかったとき、又は選考の結果公募委員の枠に満たなかったときは、指名その他の方法により委員を選任することができることとする。

また、次に掲げる事項に該当する場合には公募による選任を行わないことができる。

- (1) 法令等の定めにより委員が規定されている場合
- (2) 行政処分に係る審議等を行う場合
- (3) 市民の権利を制限する内容に係る審議等を行う場合
- (4) プライバシーの保護、中立・公平性の確保を要する場合
- (5) 高度な専門知識や資格・免許等を必要とする場合
- (6) その他附属機関等の設置目的、所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められる場合

- 2 公募により委員を選任するときは、公募に関する基準を定め、選任予定日の概ね2箇月前までに、市広報紙等に次に掲げる事項を掲載することにより、広く周知を図るものとする。

- (1) 附属機関等の名称、設置目的及び所掌事務（活動内容）
- (2) 選任の時期及び任期
- (3) 募集人数
- (4) 応募資格
- (5) 応募方法
- (6) 募集期間
- (7) 選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他の必要事項

6 会議の公開

- 1 附属機関及び懇話会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合

- (2) 鴻巣市情報公開条例(平成13年鴻巣市条例第4号)第7条各号に規定する情報について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生ずるおそれがある場合
- 2 附属機関及び懇話会等の会議の公開又は非公開については、前項の基準に基づき当該附属機関及び懇話会等が決定するものとする。
- 3 附属機関及び懇話会等は、公開する会議を開催するに当たっては、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- 4 附属機関及び懇話会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 5 附属機関及び懇話会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴者に対し会場からの退出を求めることができる。
- 6 附属機関及び懇話会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する資料(鴻巣市情報公開条例第7条各号に規定する情報が記載されているものを除く。)を傍聴者の閲覧に供するものとする。
- 7 附属機関及び懇話会等は、公開する会議を開催したときは、審議会等の会議録の作成及び公表に関する基準に基づき、会議録を作成し、公表するものとする。

7 見直し

既に設置されている附属機関等が次の各号のいずれかに該当したときは、廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発であり、成果に乏しいもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行政の簡素・効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

8 調整事項

- 1 各課長は、附属機関及び懇話会等を設置及び統廃合する際には、総合政策課長へ報告するものとする。

また、所管する附属機関等の運営状況についても、必要に応じて適宜、総合政策課長へ報告するものとする。

鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

（傍聴の手續）

第3条 鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する

（傍聴席への入場禁止）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の禁止行為）

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 携帯電話を使用すること。

(7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。

ただし、会議にて許可を受けた場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

（傍聴人の退場）

第6条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（議長の指示）

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。